

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>前条第3号</u>に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書</p>	<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>前条第1項第3号</u>に該当する者にあつては、別に定める単身入居の入居者資格認定のための申立書</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、県営住宅入居申込・家賃減免（敷金免除）承認申請書（様式第1号の2）に同項各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出することにより入居の申込みとともに家賃の減免又は敷金の免除に係る申請をし、その承認を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第13条第1項第6号の知事が別に定める額の家賃の減免を受けようとする者</u></p> <p>(2) <u>前項第5号又は第6号に規定する者であつて条例第15条の規定に基づき敷金の免除を受けようとするもの</u></p>
<p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 戦傷病者にあつては、<u>第2条第2号</u>に該当する者</p> <p>イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、<u>第2条第3号ア</u>に該当する者</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p>	<p>(老人等の要件)</p> <p>第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 心身障害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 戦傷病者にあつては、<u>第2条第1項第2号</u>に該当する者</p> <p>イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあつては、<u>第2条第1項第3号ア</u>に該当する者</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p>

ア 第2条第5号アに該当する者又は母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 第2条第5号イに該当する者

(4) [略]

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第2条の2第4号及び第6号に規定する法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に居住していることを要しない。

2～4 [略]

(入居者の収入申告等)

第12条 [略]

2 入居者は、前項の申告の内容に変更が生じたときは、速やかに、変更後の内容を記載した県営住宅入居者収入申告書を所管する局長に提出しなければならない。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1)・(2) [略]

(3) 入居者又は同居者が災害により損害を受け、収入から損害の額を差し引いた額が知事が別に定める額以下の額である場合 知事が別に定める率を家賃に乗じて得た額

ア 第2条第1項第5号アに該当する者又は母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 第2条第1項第5号イに該当する者

(4) [略]

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第2条の2第1項第4号及び第6号に規定する法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に居住していることを要しない。

2～4 [略]

(入居者の収入申告等)

第12条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者であつて第2条の2第2項第1号に掲げるものは、毎年7月末日までに、県営住宅入居者収入申告・家賃減免承認申請書(様式第11号の2)に前項に規定する証明書を添えて所管する局長に提出することにより条例第14条第1項の規定による申告とともに家賃の減免に係る申請をし、その承認を得なければならない。

3 入居者は、前2項の申告の内容に変更が生じたときは、速やかに、変更後の内容を記載した県営住宅入居者収入申告書を所管する局長に提出しなければならない。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1)・(2) [略]

(3) 入居者又は同居者(それぞれ第2条の2第1項第5号アに掲げる者又は同項第6号に規定する者を除く。)が災害により損害を受け、収入から損害の額を差し引いた額が知事が別に定める額以下の額である場合 知事が別に定める率を家賃に乗じて得た額

<p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(減免又は徴収猶予の申請)</p> <p>第14条 条例第15条(条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者は、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 局長は、前項の承認をしたときは、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認書(様式第16号)により申請者に通知する。</p>	<p>(4)・(5) [略]</p> <p><u>(6) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者又は同居者(それぞれ第2条の2第1項第5号アに掲げる者又は同項第6号に規定する者に限る。)の収入が知事が別に定める収入額以下である場合 知事が別に定める額</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(減免又は徴収猶予の申請)</p> <p>第14条 条例第15条(条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき家賃の減免、敷金の免除又は家賃若しくは敷金の徴収の猶予を受けようとする者<u>(第2条の2第2項又は第12条第2項の申請をした者を除く。)</u>は、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認申請書(様式第15号)を所管する局長に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 局長は、<u>第2条の2第2項、第12条第2項又は前項の承認</u>をしたときは、県営住宅家賃減免(敷金免除、徴収猶予)承認書(様式第16号)により申請者に通知する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2(第2条の2関係)

(表)

受付番号	抽せん番号	書類審査	実態調査	世帯区分	希望する間取り
※	※	※	※	※一般 身体障害者等	※
<p>広域振興局長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">勤務先電話番号</p> <p style="text-align: center;">県営住宅入居申込・家賃減免(敷金免除)承認申請書</p> <p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p> <p>また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</p> <p>なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p> <p>併せて、県営住宅の家賃の減免(敷金の免除)を受けたいので、県営住宅への入居を許可されたときには、その承認を申請します。</p>					
入居希望アパートの名称、階数及び	名 称	階 数	間取り		
間取り	県営 アパート	1階・2階以上			

	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先又 は学校名	前年の収入	別居、同 居の別	障害の有無及び 程度
申込者及び 同居しよう とする親族		本人							
扶養親族で あって同居 しない者									
住宅困窮事情（該 当数字を○で囲み 、所要事項を記載 すること。）	1	住宅以外の建物等又は保安上危険若しくは衛生上有害な住宅に居住している。							
	2	他の世帯と同居して著しく不便を受け、又は住宅がないため親族と同居できない。							
	3	住宅の規模、間取り又は世帯構成との関係から同居生活に不相当である。							
	4	正当な事由による立ち退きの要求を受けている。							
	5	遠距離の通勤をしている。（片道所要時間 時間 分）							
	6	収入に比して家賃が過大である。（現在の家賃 月額 円）							
	7	婚約中であるが結婚後の住宅がない。							
	8	その他〔理由： 〕							
その他入居申込者の特殊事情等を記載してください。									

備考 ※欄は、記載しないでください。

(A4)

(裏)

現在居住している住宅の位置図 ※ 住宅困窮事情 1 に該当する場合に記入してください。	現在居住している住宅の間取り図 ※ 住宅困窮事情 3 に該当する場合に記入してください。
	（居室、台所、便所、浴室、廊下、玄関等の略図を記載してください。）

申込みに当たっての注意事項

- 1 申込みは、1回の公募につき、1世帯1戸限りです。
入居できないときは、添付書類を返却します。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
 - (3) 別紙所得証明書（世帯全員分）
 - (4) 住宅困窮事情が立ち退きの要求のみの理由による方にあつては、家主の立退証明書
 - (5) 障害がある方等にあつては、その事実を証明するもの（身体障害者手帳の写し等）
 - (6) 障害のある方が、単身で入居しようとする場合は、単身入居の入居者資格認定のための申立書

別紙

所得証明書 (退職所得を除く。)														
1 市町村長の発行する前年の所得が記載された証明書（所得証明書又は住民税課税証明書）														
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">証明書のり付け欄</div>														
2 市町村長の発行する前々年の所得が記載された証明書及び前年の給与所得源泉徴収票（事業所得者にあつては、確定申告書等所得の収支を記載した明細書）														
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">証明書のり付け欄</div>														
3 前年1月2日以降に就職又は転職をした場合の証明														
氏名					採用年月日		年 月 日		勤務先					
過去1年の給与 (税込み)	区分	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
	給与	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	賞与等													
	計	円												
所得税法上の控除対象者等	氏名		続柄	年齢	別居、同居の別	上記の者は、当所に勤務し、上記のとおり給与を支給したことを証明します。 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</div> 所在地 名称 電話番号 勤務先責任者 印								

注 前年1月2日以降に就職又は転職をした場合は、勤務先の事業所等から証明してもらい提出してください。

様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2（第12条関係）

県営住宅入居者収入申告・家賃減免承認申請書

年 月 日

広域振興局長 様

県営 アパート 号棟 号室

入居者氏名 印

電話番号

私及び私の同居者の収入について、次のとおり申告します。

併せて、県営住宅の家賃の減免を受けたいので、その承認を申請します。

入居者、同居者及びそれら以外の扶養親族の氏名	入居者との関係	生年月日	年 齢	性 別	勤務先又は学校名	年間総収入額	身体障害等の有無	同居の有無
	本人					円		

注1 収入の有無にかかわらず、世帯全員（別居している扶養親族を含む。）分について記載してください。

2 「年齢」の欄には、年 月 日現在の年齢を記載してください。

3 「年間総収入額」の欄には、前年の1年間に係る総収入額を記載してください。

4 前年1月2日以降に就職又は転職をした場合は、「勤務先又は学校名」の欄の上段に括弧書きで以前の勤務先を、下段に現在の勤務先を記載するとともに、「年間総収入額」の欄には、事業主の証明による過去1年間又は1年間の見込みの総収入額を記載してください。

5 次の書類を添付してください。

(1) 市町村長の発行する前年の所得が記載された証明書

(2) 前年1月2日以降に就職又は転職をした場合は、現在の勤務先からの過去1年間の給与支払証明書

(3) 前年1月2日以降に退職した場合は、離職票の写し又は退職証明書

(4) 各種控除に要する証明書類等

(A4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。